

矢部川流域に加えて 筑後川流域でも景観法に基づく 新しい届出制度が始まります。

福岡県

平成23年
1月1日
より開始!

福岡県では、筑後地域の良好な環境を守り育てるため、平成21年3月に、矢部川流域を対象として、景観法に基づく「**矢部川流域景観計画**」を策定し、新しい届出制度を開始しています。

今回、新たに筑後川流域を対象として、平成22年10月、景観法に基づく「**筑後川流域景観計画**」を策定しました。

平成23年1月1日以降、筑後川流域の景観計画区域内においても、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、その他開発行為等を行うとする場合は、県への届出が必要になります。

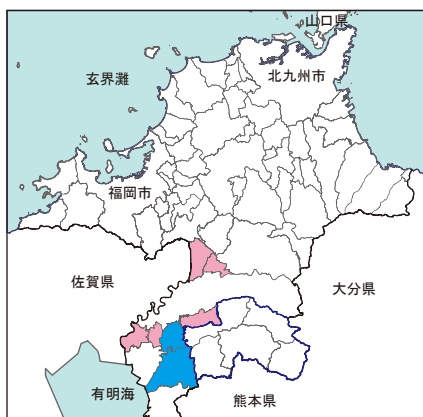
届出が必要な区域

※国の機関又は地方公共団体が行為を行う場合は通知となります。

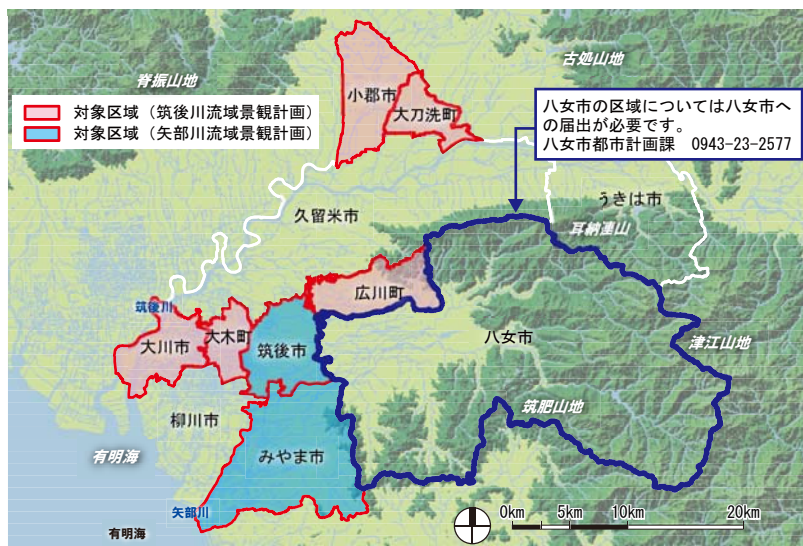
「**筑後川流域景観計画**」では、大川市、小郡市、大刀洗町、大木町、広川町の区域が対象となります。

「**矢部川流域景観計画**」では、筑後市、みやま市の区域が対象となります。

福岡県における位置



届出が必要な区域



届出の方法

- 提出図書 届出書（国又は地方公共団体の場合は通知書）、図面、写真 等
- 提出部数 正副2部
- 提出先 下記の県担当窓口
 - ・様子は福岡県ホームページからもダウンロードできます。
 - ・できるだけ県又は市町担当窓口で事前相談を行って下さい。

総合問合せ先

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL: 092-643-3712 FAX: 092-643-3716

【矢部川流域景観計画ホームページ】 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/yabegawa-keikan.html>

【筑後川流域景観計画ホームページ】 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/chikugogawa-keikan.html>

矢部川流域景観計画に関する問合せ先

筑後市都市対策課 0942-53-4111
みやま市都市計画課 0944-64-1532

筑後川流域景観計画に関する問合せ先

大川市まちづくり推進課 0944-87-2101
小郡市都市計画課 0942-72-2111
大刀洗町建設課 0942-77-0101
大木町建設課 0944-32-1064
広川町建設水道課 0943-32-1157

■ 届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	規 模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が1,000㎡以上（「店舗等」*1は500㎡以上）又は高さが10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の延床面積の合計が1,000㎡以上（「店舗等」*1は500㎡以上）又は高さが10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの
(2) 工作物*2の建設等	
新設、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の高さが10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の1/2以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」*1は500㎡以上）又は高さが10m以上の建築物の外観について行う照明 *2に掲げる工作物で高さが10m以上のものの外観について行う照明

*1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

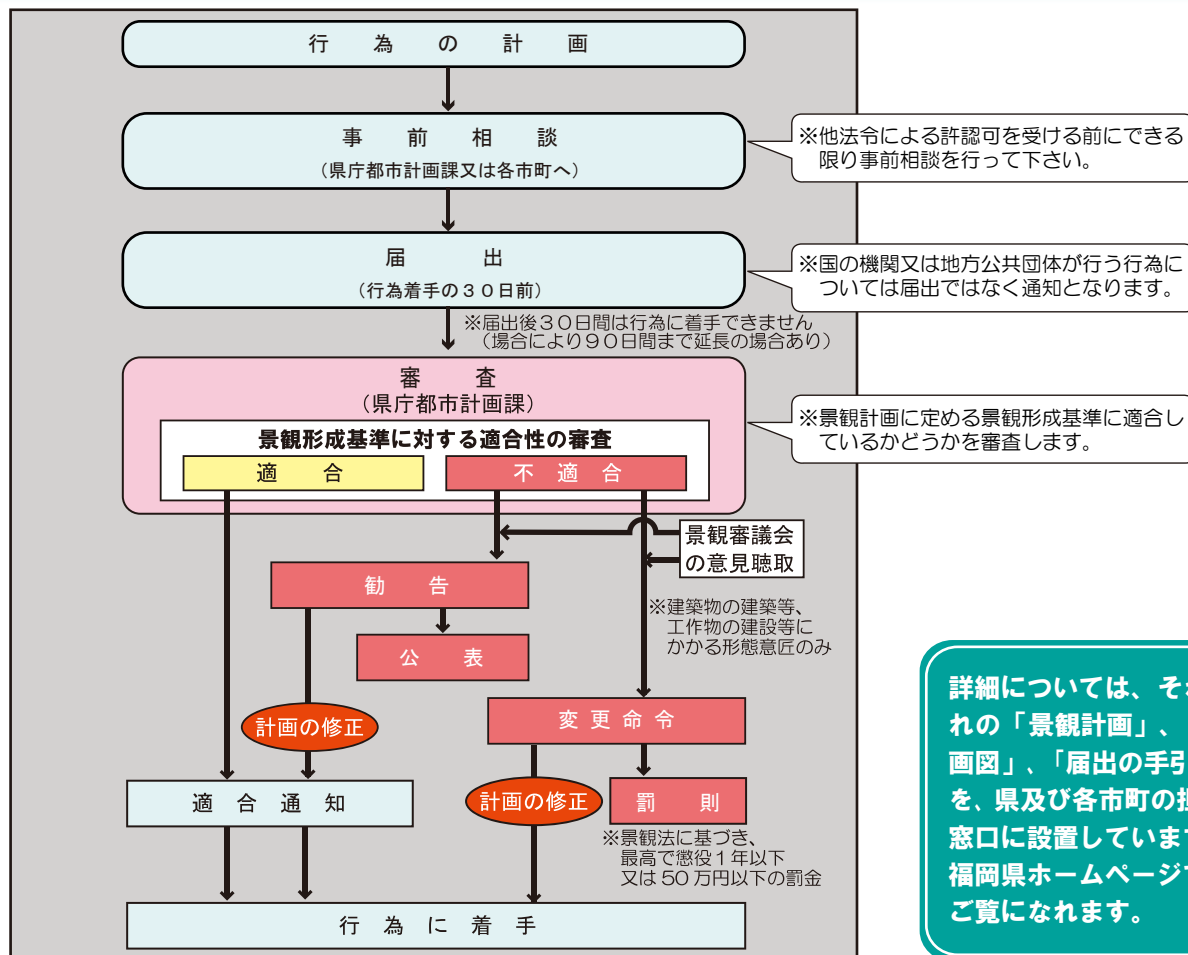
*2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車庫

■ 届出等の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - ・ 地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

■ 届出手続きの流れ



詳細については、それぞれの「景観計画」、「計画図」、「届出の手引き」を、県及び各市町の担当窓口に設置しています。福岡県ホームページでもご覧になれます。